

資料 3-18 総量規制の算出に用いるC値

(1) 化学的酸素要求量 (COD)

〔CODに係る総量規制基準の算定方法〕

$$L_c = C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj} \times 10^{-3}$$

または

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

Lc：総量規制基準=CODの許容排出負荷量 (kg/日)

Cc(Cco)、Cci、Ccj：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/ℓ)

Qc(Qco)：昭和55年6月30日より前に発生していた工程排水の量 (m<sup>3</sup>/日)

Qci：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排水の量 (m<sup>3</sup>/日)

Qcj：平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排水の量 (m<sup>3</sup>/日)

業種	のを除く。)				
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	60	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味之製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	麺類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	30	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	

整理番号	業種その他の区分	COD (mg/ℓ)			備考
		(1) Cco	(2) Cci	(3) Ccj	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の新設又は増設による増設の設置又は構造等の変更(特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となつた場合)を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日以前の特定施設に係る量」という。)にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるもの)	40	30	20	



85	製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	100	70			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	50	40			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リニアモナカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リニアモナカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	30	20			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	(1) 日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	20			
		(2) 日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	20			
89	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程に係るもの	(1) 日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	40			
		(2) 日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	40			
90	機械すき紙製造業	60	60			パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
91	手すき和紙製造業	90	80			
92	塗工紙製造業	20	20			
93	段ボール製造業	40	40			
94	重包装紙袋製造業	70	70			
95	セロファン製造業	40	40			
96	乾式法による繊維板製造業	40	40			
97	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	60			
98	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50			

101	製版業	50	50			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30			
103	複合肥料製造業	30	30			
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30			
105	ソーダ工業	20	20			
106	電炉工業	20	20			
107	無機顔料製造業	20	20			黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	20			(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60			(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50			合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でブタ	30	20			メチルメタクリレート樹脂又

118	コーラルターナル製品製造業	120	120	120	120	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	50	30	(1) ステルスカタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	40	(1) 乳比重法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロブレンダム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	50	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	20	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	30	30	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30	(2) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
125	合成繊維製造業	30	20	20	20	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	40	30	(2) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)

112	プラスチック製造工程に係るもの	40	40	40	40	はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (1) 乳比重法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロブレンダム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	50	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	60	60	60	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
115	脂肪酸系中間物製造業	60	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	30	20	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
117	発酵工業	120	110	110	110	(2) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)

127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	

151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ葉製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	



	(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満のもの)	50	50	40	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10	

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$$

または

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln: 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

Cn (Cno): 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値 (mg/ℓ)

Qn (Qno): 平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m<sup>3</sup>/日)

Qni: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m<sup>3</sup>/日)

224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2に掲げるものをいう。)	20	20	20	
232	前各項に分類されないもの	10	10	10	
	(1) 金属鉱業に係るもの	30	30	30	
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	10	10	10	
	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	
	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	30	30	30	
	(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上もの)				

は、化学的酸素要求量(1ℓの欄の値は、50とする。  
(2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの( (3) )にあつては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。  
(3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法を処理することし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20、10とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (mg/ℓ)		備考
		(1) Cno	(2) Cni	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10	

15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	麺類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	

50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において「染色整理工程」に係るもの)	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルクゲット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程」に付帯加工処理工程)を含む。)	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)	25	10	綿織物染色工程にあっては、60とす。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)	25	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)	20	10	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	

89	機械すき紙製造業	20	10	
90	手すき紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程（前工程を含む。）又は未さらしセミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リフアイナーグラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラフトパルプ、リフアイナーグラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	